

設 計 図 書

(起工)

業 務 番 号 7壺環第40号

業 務 名 自動車騒音常時監視及び面的評価業務

業 務 場 所 壺岐市郷ノ浦町本村触 他

長崎県壺岐市

自動車騒音常時監視及び面的評価業務

仕 様 書

令和7年度

壱 岐 市

第1章 総 則

(適用範囲)

本仕様書は、壱岐市（以下「本市」という。）が「自動車騒音常時監視及び面的評価業務」（以下「本業務」という。）を委託する場合の内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な遂行を確保するものとする。ただし、仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、遅滞なく本市と協議の上、決定するものとする。

1. 目的

本業務は、環境省 水・大気環境局自動車環境対策課より自動車騒音常時監視業務実施の移譲に伴い、平成 24 年度より本市内における自動車騒音等の状況を把握し、騒音規制法（昭和 43 年法律台 98 号）第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）及びその他関係法令に基づき、評価対象路線及び周辺の状況、環境基準の状況、騒音の強度等を把握し、自動車騒音面的評価システムの整備（構築）を目的とする。

2. 委託業務の名称

「自動車騒音常時監視及び面的評価業務」

3. 委託業務の内容

本業務の委託内容（大項目）は次のとおりとするが、詳細な内容範囲については、「第 2 章業務内容」によるものとする。

- 1) 計画・準備
- 2) 沿道調査
- 3) 面的評価支援システムの構築
- 4) データ入力処理
- 5) 騒音交通量調査

4. 履行期間

契約日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

- 1) 環境基本法（平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号）
- 2) 騒音に係る環境基準（平成 24 年 3 月 30 日改正 環境庁告示第 54 号）
- 3) 騒音規制法（平成 26 年 6 月 18 日改正 法律第 72 号）
- 4) 「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日 環水大自発 110914001 号）
- 5) その他関係法令

6. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、本市が所有し業務に利用出来る資料は貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成の上、本市に提出し業務完了と共に返納するものとする。

7. 機密および中立性の保持

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

8. 管理技術者

- 1) 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者（専門的知識を有する者または当該業務全般にわたり十分な経験と技術を有する者）を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

管理技術者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。なお、管理技術者は技術士（建設環境部門又は環境部門）又は環境計量士の資格を有している者を定めるものとする。

9. 禁止事項

- 1) 受託者は、本業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。（主たる部分とは、沿道調査、面的支援システムの構築、データ入力処理等）
- 2) 受託者は、本業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わそうとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、業務の範囲、必要性等について本市の承諾を得なければならない。
- 3) 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借り上げ等の軽微な業務

を再委託しようとするときには適用しない。

4) 2) の規定は、軽微な変更に該当するときは適用しない。

10. 受託者の資格要件

受託者は、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定に基づく事業〔計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第38条に定める事業〕登録を、音圧の区分で受けている者であること。

11. 関係官公署との協議

受託者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく本市に報告しなければならない。

12. 成果品の審査および引渡し

受託者は業務完了時に本市の審査を受けなければならない。審査に合格後、成果品を一式引渡し業務の完了とする。

13. 疑義

本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく本市に照会し、本市の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

14. 留意事項

受託者は、本業務に際して、地域住民とは絶対に紛争を起こしてはならない。

成果品の所有権は、全て本市に帰属するものとし、本市の承諾を得ないで使用、貸与又は公表してはならない。

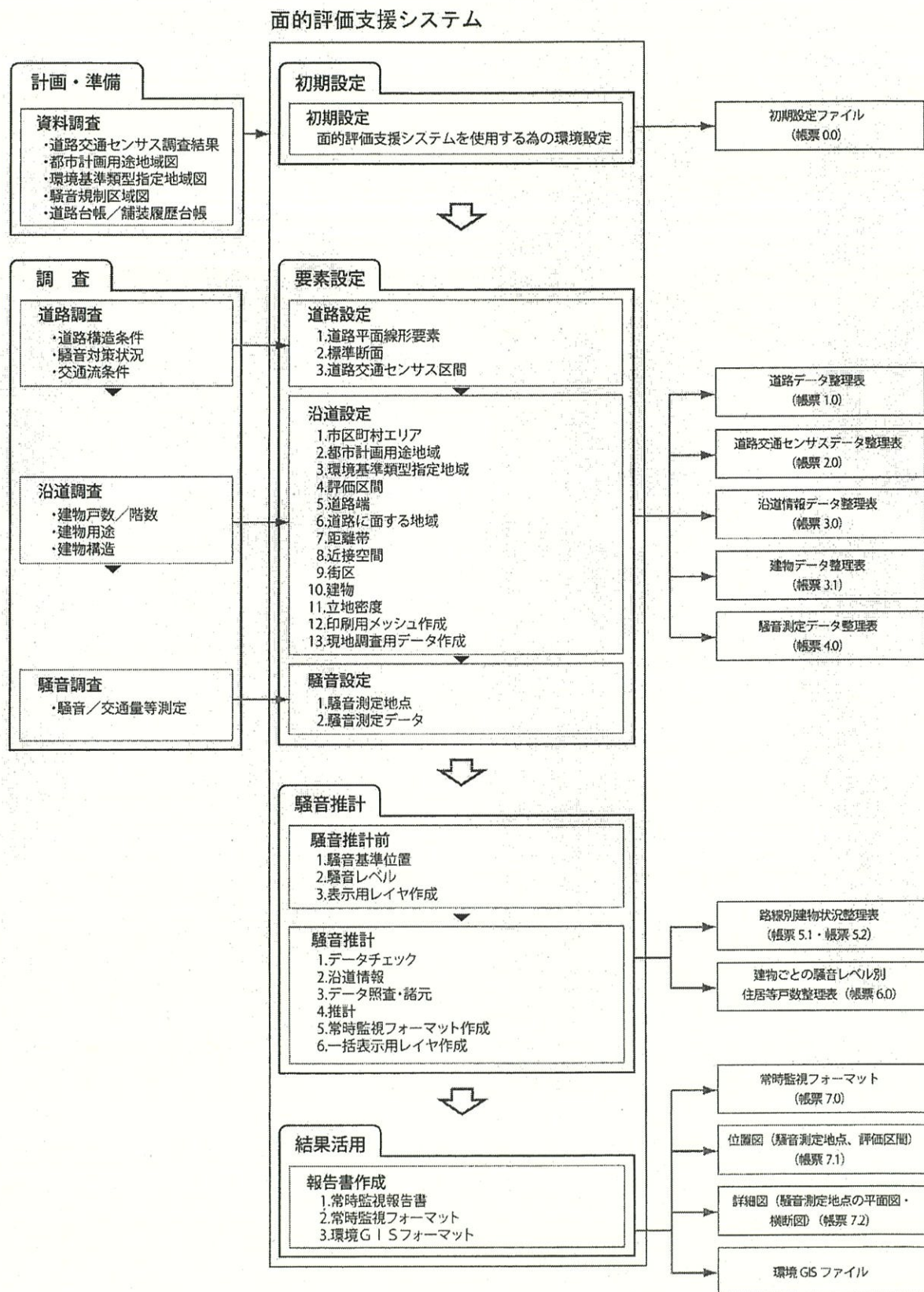
15. 成果品

受託者は、業務完了に際し第2章4に掲げる成果品を提出するものとする。

なお、成果品引渡し後もその内容に疑義が生じた場合には、受託者は誠意をもってこれに応じなければならない

第2章 業務内容

本業務における作業内容は以下のとおりである。



1. 面的評価支援システムの構築（バージョンアップ）

面的評価支援システムの構築は、環境省のWEBより入手出来る「面的評価支援システム操作マニュアル」により行うものとする。

2. 調査

(1) 調査計画

壱岐市内の自動車騒音の監視地域である幹線交通を担う道路に面する地域のうち、住居等が存在する地域について、令和3年度道路交通センサスに基づき下記のように整理し、令和7年度調査計画を策定する。

本年度に評価（調査）を行う区間（1区間、1.9km）を表1に示す。

表1 令和7年度評価対象道路

番号	路線番号	区間番号	路線名	観測地点	区間延長 (km)	評価区間 (km)
1	175	60860	県道175号	壱岐市郷ノ浦町本村触他	13.3	1.8

また、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成23年9月14日付け環水大自発110914001号環境省水・大気環境局長通知）および平成22年度自動車騒音常時監視結果の報告について（依頼）報告要領で示されているように、過年度に評価を実施した評価区間において、当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当と認められた区間については併せて報告する。なお、当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当と認められなかった区間については、評価区間の「評価の実施年度」を当該年度に変更して併せて報告する。

調査対象道路は委託者と協議のうえ決定する。

(2) 道路調査

2. (1) で策定した計画に基づき、表1に掲げる道路について、評価区間を設定するために道路調査を行い道路構造条件・騒音対策状況・交通流条件等を整理する。

調査に当たっては、全区間現地調査を実施するものとする。必要に応じて、確認のためのビデオ撮影を行いながら、評価対象道路を踏査し、住宅地図等に車線数、規制速度、対策状況、舗装面、歩道などの幅員の変動等を記載して、状況が変更する度に断面を記載する。

(3) 沿道調査

3. (3) 沿道設定にて建物情報を設定後に以下の内容について沿道調査を行う。

- ・住宅地図より建物情報を取得する。

(4) 騒音調査

2. (1) 調査計画で設定した、沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う 1 区間について、騒音・交通量等を測定する。なお、測定地点の選定については、委託者と協議を行いながら実施し、受託者は調査地点の選定及びデータの取りまとめ方法について委託者と協議すること。

①騒音測定

☐道路近傍騒音レベル

- ・当該道路の近傍に騒音計を設置して 24 観測時間 ($L_{Aeq, 10min}$) について測定する。

測定する項目は以下のとおり。

- －昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 16h}$)
- －夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 8h}$)
- －時間率騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A10} 、 L_{A50} 、 L_{A90} 、 L_{A95})
- －最大値 (L_{Amax})

☐背後地騒音レベル

- ・評価区間の当該道路の背後地 (30m～50m 地点) に騒音計を設置して、昼間・夜間の観測時間帯のうち各 2 観測時間で実測時間 10 分以上 ($L_{Aeq, 10min}$) について測定する。

- －昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 1h}$)
- －夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 1h}$)
- －時間率騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A10} 、 L_{A50} 、 L_{A90} 、 L_{A95})
- －最大値 (L_{Amax})

②交通量・平均走行速度測定

☐交通量測定

- ・騒音測定と同一地点 (道路近傍) において、騒音調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各 2 観測時間 (実測時間 10 分以上) について測定する。

測定する項目は以下のとおり。

- －昼間交通量 (上下別・車種別 (大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車))
- －夜間交通量 (上下別・車種別 (大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車))

□平均走行速度測定

・騒音測定と同一地点(道路近傍)において、騒音調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各2観測時間に上下別に10台程度のサンプルを測定し、通過時間を計測する。

ー昼間平均走行速度(上下別・車種別(大型車、小型車))

ー夜間平均走行速度(上下別・車種別(大型車、小型車))

3. 面的評価支援システムの環境設定

(1) 環境設定

稼働環境を以下に示す。

- ①パソコン IntelPentium42GHz 以上・RAM512MB 以上
- ②OS MicrosoftWindows10 (MicrosoftCorp.)
- ③データベース MicrosoftAccess2000/XP/2003 (MicrosoftCorp.)
- ④地図データ 住宅地図(Zmap-TOWNH) (株式会社ゼンリン)
- ⑤GIS エンジン ActiveMap for. NET (株式会社カーネル)

※今回、面的評価支援システムを Ver5. 2. 2 にするように環境省より指示があったのでシステムを貸与するのでバージョンアップを行うこと

4. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

名 称		サイズ	部 数	備考
報 告 書	業務報告書	A 4 版	3 部	平成 27 年 10 月自動車騒音常時監視マニュアル(環境省水・大気環境局)に準じる
	自動車騒音常時監視結果報告	"	一式	
	詳細図(騒音測定地点の平面図・横断図)	A 4 版 CD-ROM	一式	
	環境GISフォーマット	CD-ROM	一式	
	自動車騒音常時監視結果報告書	CD-ROM	1 部	
システム(バージョンアップ後)		P C	一式	
オブジェクト・データベース		CD-ROM	一式	

7壺環第40号

自動車騒音常時監視及び面的評価業務

